令和 8 年 9 月 14 日

一般財団法人環境優良車普及機構

令和 8 年度 PCKK 補助事業「トラック輸送省エネ化推進事業」の
補助金を活用した LEVO リース募集要領

1. 事業の概要

本事業は、一般財団法人環境優良車普及機構（以下「LEVO」という。）が実施するリース事業のうち、国の補助金を活用、補助対象金額から補助金相当額を先に差し引いてリース元金を小さくリース料金を計算し、リースを行うものです。

具体的には、トラック事業者からのリース申込書を基にパシフィックコンサルタンツ株式会社（以下「PCKK」という。）が実施する「トラック輸送省エネ化推進事業」に LEVO が共同申請の代表という形で申込みます。

その後、PCKK の審査（交付決定）後、トラック事業者と LEVO 間でリース契約を行い、機器の発注⇒設置完了の後、リース開始となり、リース料の引き落としが開始されます。リース契約期間は 5 年間（60 回）となっております。

PCKK の補助対象は各種ありますが、LEVO では**「車両動態管理システム」を対象**とした LEVO リースの募集を行います。その他については、別途ご相談願います。

補助金に関する事項は PCKK の公募要領に依存するため、**本 LEVO リースのお申込み前に PCKK の公募要領を必ずご一読ください。**

2. LEVO リースの募集期間及び申込方法

LEVO リースのお申込みはメールでの申請のみとなります。
LEVO ホームページの「LEVO リース申し込みチェックシート」を参照し、各書類の提出をお願いします。

※メールタイトルに必ず「運送事業者名」を明記願います。
※書類の提出については、下記期日までに到着するよう送付願います。

(1) LEVO リースの募集期間

~~【 1 次公募 】 令和 8 年 6 月 30 日（火）～令和 8 年 7 月 7 日（火）~~
~~【 2 次公募 】 令和 8 年 7 月 22 日（水）～令和 8 年 8 月 4 日（火）~~
~~【 3 次公募 】 令和 8 年 8 月 26 日（水）～令和 8 年 9 月 4 日（金）~~
【 4 次公募 】 令和 8 年 9 月 24 日（木）～令和 8 年 10 月 2 日（金）

※各日午前 10 時～16 時まで
※申込み書類に不備が無い場合、各 PCKK 公募期間に間に合うように申請いたします。

令和 8 年度　LEVO リースの全体スケジュール

No.	項　目	期　日	備　　考
1	LEVO リース 募集開始	9 月 24 日～	LEVO の募集期間 ~~【1 次公募】令和 8 年 6 月 30 日（火）～令和 8 年 7 月 7 日（火）~~ ~~【2 次公募】令和 8 年 7 月 22 日（水）～令和 8 年 8 月 4 日（火）~~ ~~【3 次公募】令和 8 年 8 月 26 日（水）～令和 8 年 9 月 4 日（金）~~ 【4 次公募】令和 8 年 9 月 24 日（木）～令和 8 年 10 月 2 日（金） ※各日午前 10 時～16 時まで ※メールにて上記期限必着でお願いします。 ※申込み書類に不備が無い場合、各 PCKK 公募期間に合うように申請いたします。 【参考】※PCKK の公募期間 ~~【1 次】令和 8 年 7 月 1 日（水）～令和 8 年 7 月 10 日（金）~~ ~~【2 次】令和 8 年 7 月 29 日（水）～令和 8 年 8 月 7 日（金）~~ ~~【3 次】令和 8 年 8 月 31 日（月）～令和 8 年 9 月 9 日（水）~~ 【4 次】令和 8 年 9 月 28 日（月）～令和 8 年 10 月 7 日（水）
2	①交付決定（順次） ②契約書発送	10 月下旬～ （順次）	①　PCKK　⇒　LEVO　交付決定の連絡 ②　LEVO　⇒　事業者　交付決定の連絡＋契約書発送 ③　LEVO　⇒　販売会社 「念書」送付 ※売買契約済み販社へは送らない
3	契約書返却 （念書返却）	11 月上旬～	事業者　⇒　LEVO リース契約書に署名、捺印後、LEVO に返送 （登記簿謄本、印鑑証明書、口座振替依頼書等） 該当販売会社　⇒　「念書」の返却
4	機器の発注 （メールにて）	11 月中旬～	LEVO　⇒　販売会社　機器の発注 （事業者からの契約書の返却、販社からの「念書」確認後）
5	機器の取付期間	11 月中旬～	**12 月初めを目標に** ※設置完了が遅れる場合は、事前にご相談願います。 ※基本的に設置完了月の翌月からリース料の支払い開始
6	連携前のデータ 10 日間分取得	取付完了～ 中間報告日前迄	※各種データの取得・とりまとめ　また、各種書類の作成・提出 *荷主連携前総括表、10 日間の日報　など
7	《中間報告書》 PCKK 指定作業	12 月初め	LEVO　⇒　PCKK 「6」で記載された書類等を中間報告として提出 提出期限前に到着した場合、LEVO で保管し中間報告書として PCKK へ提出する
8	設置完了報告書 （納品書・請求書） の作成・提出	最終目標 12 月下旬	販売会社（事業者）　⇒　LEVO 機器設置完了後、速やかに完了報告書を提出すること *設置完了報告書 *申請車両・車載器シリアル一覧表（LEVO バージョン） *納品書・請求書 *全保証書（写）　※車両登録番号等を併記
9	機器代金の支払	11 月～順次	LEVO　⇒　販売会社へ支払い 11 月末までに設置完了したものについては、12 月末支払い

つづき

No.	項　目	期　日	備　　考
10	実績報告書	12 月下旬 必着	事業者 ⇒ LEVO　データ関係の提出 *荷主連携後総括分析データ(総括表) *自己評価結果 LEVO ⇒ PCKK 実績報告書を提出する
11	確定検査	2 月	PCKK ⇒ LEVO 補助金確定のための検査がある。 *PCKK が一部運送事業者様へ状況確認あり。総括表等提出できない車両は、補助金減額となり、リース料金の変更となる。
12	額の確定	3 月上旬	PCKK ⇒ LEVO 額の確定(3 月末 LEVO が補助金受取)
13	事業完了	3 月末	ただし、目標省エネ率未達成の事業者については、翌年度も引き続きデータ取得を行い再提出となる(達成するまで継続)

3. LEVO リースについて

(1)お客様のリース料の引き落としについて

- リース料は先に見積総額から補助金を差し引いて計算いたします。
- 令和 8 年 10 月中に設置完了した場合、早ければ 11 月からリース料の引き落としが始まります。

※リース料の引き落としについて

例) 10 月 15 日に設置完了し、「設置完了報告関係書類」が 10 月 27 日(各月締め切り日は末日)に到着し、内容に不備無い場合、翌 11 月 23 日に 3 ヶ月分(設置月 10 月(リース起算月)＋引き落とし当月＋12 月前払い分)のリース料引き落としとなります。

書類の到着が 11 月に入ると 12 月 23 日に 4 ヶ月分の引き落としとなりますので、設置完了しましたら、速やかに書類の提出をお願いします。

リース料の引落日は毎月 23 日(祝祭日の場合は翌営業日)となります。

(2)リース料率について

現在の最も低いリース料率で計算すると、機器導入費用(補助金減額後)1,000,000 円の場合、毎月のリース料(60 回)は、18,900 円からとなります。(ただし、与信審査によりリース料率は変動します。また、別途消費税がかかります。)

4．補助対象事業（PCKK）の要件等について

（※一部 PCKK の公募要領から抜粋。ページ番号は PCKK 公募要領参照）

補助対象となる輸送効率化システム又は高輸送効率車両を活用して、トラック事業者と荷主等とが連携して輸送効率化を通じたエネルギー消費量の削減に取り組むとともに、削減効果に関する自己評価及びその報告を行うこと。

① 申請時：実施計画の作成

- 連携メニューリスト（P48 別表 1 参照）を参考として、輸送効率化システム又は高輸送効率車両の導入により、どのように輸送効率化を図るのか具体的な実施計画を作成すること。併せて、当該取組により想定される省エネ効果の計画値について提出すること。計画値については 3%以上のものに限る。
- 省エネ効果の計画値：トラック事業者と荷主等との取組を実施する車両全体でのトン・キロあたりの燃料削減率とする。なお、計画値の算定にあたっては、補助事業HPに掲載する“計算シート「実施計画書別紙」ファイル”を使用して算出すること。

② 交付決定後：自己診断（現状分析・提案）を実施すること。

- 交付決定後、トラック事業者と荷主等とが連携した取組を実施する前に、自己診断のための取組前の車両運行データを取得すること。（データ詳細については P8「1)車両運行データ（総括表）」等を参照）
- 取得した車両運行データに基づき、輸送効率化を通じた省エネ化の実現にあたっての現状の課題を抽出のうえ、当該課題の解決に向けた具体的なトラック事業者と荷主等との連携による具体的な方策を検討し、連携先の事業者（トラック事業者又は荷主等）へと提案を行うこと。

③ 連携の取組実施時：取組後の車両運行データを取得すること。

④ 事業完了時：自己評価（取組内容と省エネ効果）の結果を報告すること。

- 取得した取組前後の車両運行データも活用のうえ、トラック事業者と荷主等との取組内容とその具体的成果、省エネ効果を分析した自己評価の結果の報告、及び報告内容の基礎データである取組後の運行データ等を提出すること。
- なお、本事業における取組の結果、トラック事業者と荷主等との取組により本事業に参加した車両全体のトン・キロあたりの燃料削減率については、申請時に提出した計画値以上の省エネ効果を達成すること。

5．補助対象事業者（「①車両動態管理システム」導入の場合）

LEVO リースをお申し込みできるトラック事業者

ア）貨物自動車運送事業者

イ）第二種貨物利用運送事業者

ウ）自家用トラック事業者

但し、次のいずれかに該当する事業者は対象外とする。
・経済産業省からの補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者。
・PCKK の交付規程別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者。（誓約事項に違反した場合、交付決定の全部又は一部を取り消すことに留意すること）
・道路運送車両法及びその関連法令に関して遵守しない者。

6．補助率及び補助金上限額（PCKK 公募要領 P5 抜粋）

※車両動態管理システムの導入にあたっては、「配車計画システム」の連携必須

補助対象システム・ツール	補助率	補助金上限額
車両動態管理システム	定額（1／2 以内）	上限額 14 万円/台 × 上限 30 台/事業者 上限台数の緩和措置あり ※1
配車計画システム （予約受付システム）	定額（1／2 以内）	4 千万円/事業者

注：1,000 円未満切り捨て

※1車両動態管理システムの上限台数の緩和措置（優遇措置対象車両について）
非化石トラック（EV 車両等）、省エネ法に基づく自動車燃費目標基準（2025 年度目標）を満たすトラック等においては、基本の 30 台に追加で 30 台（合計 60 台）可能。
詳しくは PCKK 公募要領 P6 参照
【ただし、自動車燃費目標基準（2025 年度目標）を満たすトラックについてはディーラー等の証明書必須】※LEVO 書類 №15：「2025 年重量車燃料基準適合証明書」

（1）優先採択等について（各回の採択にあたっては下記の申請を優先）

PCKKでは、各回の公募申請の採択にあたっては、下記に記載の申請を優先して採択を行うとしている。

- ①予算の範囲で事業用トラックの申請を優先的に採択し、次に②事業用トラックの採択終了後に残予算を上回らない範囲で自家用トラック事業者を含む申請を採択
- 補助金申請額の合計が予算額又は残予算額を超える場合、予算額又は残予算額を上回らない範囲で、申請書類中の実施計画に記載された補助金の額あたりの省エネルギー量（トン・キロあたりの燃料削減量／補助金の額）の見込み値が上位の申請から優先的に採択
- 令和 3 年度～令和 7 年度「トラック輸送の省エネ化推進事業」の交付決定を受けた後に、同事業を廃止・中止又は交付決定の取消しとなった事業者については、下記 a～b の事業者を除き、上記の優先採択の基準を満たしたとしても、他の申請の採択が完了した後に採択。

a）廃止・中止又は交付決定の取消しとなった事業者のうち当該年度以降の 2 回目の申請では事業を完了した事業者

b）廃止・中止又は交付決定の取消しとなった理由が災害や納品遅延等やむを得ないものであった事業者

7. LEVO での補助対象となる経費（PCKK 公募要領 P13 参照）

補助対象となる経費については、「車両動態管理システム」、「配車計画システム」、「予約受付システム等」。

- いずれの導入の場合でも、省エネルギー費用対効果が他の申請と比較して低い実施計画である場合は不採択とすることがある。（PCKK 公募要領 P35 3.1）
- 他の国庫補助金と同じ補助対象経費を重複して支援を受けることはできない。
- 自社調達等を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除すること。

（1）【車両動態管理システムの定義】

本事業において補助対象となる車両動態管理システムとは、以下に記載する事項を満たすシステムとする。

- 車両の位置情報をリアルタイムに把握できるほか、燃料消費量や積載率等の情報についても把握できるものであって、これらの取得情報をクラウドデータベースへと送受信を行うことにより、車両の運行管理を行うことができるシステムとする。
- 予約受付システム等又は配車計画システムとの連携を行うものであること（既に導入済みのシステムとの連携も可）。※
- なお、運行中にデータ通信による送受信ができない取得情報が生じた場合には、記録媒体に当該取得情報を記録できること。

（2）【補助対象経費の範囲】

表1【補助対象設備と基準】に示す必須機能を有する車載器（取り付けに必要なハーネス類や金具等を含む）の導入、又は必須機能を有するサービスの導入に要する費用を補助対象とする。

- 車載器の付帯機能については、省エネ効果及びトラック事業者と荷主等との連携の効果が高いと認められるもの（表【補助対象設備と基準】に掲げるもの）を補助対象とする（申請時に個別判断）。
- なお、上記以外の機能（カメラ[ドラレコ]、カーナビ及びアプリ等）については、表【補助対象設備と基準】に示す設備と連携して使用する i)省エネ効果及び ii)トラック事業者と荷主等との連携効果が高いと認められるもの、又は車載器内蔵式など製品構成として不可分で分離できないと認められるものに限り補助対象とする（申請時に個別判断）。
- 付帯設備については、1運行の中での取得情報を車載器のみで出力・分析できない場合に出力・分析するために必要な事務所用機器を補助対象とする。

- 車載器・付帯設備については、品質が保証されており、保証期間が定められているものとする（市販品対象）。

表1：車両動態管理システムの「補助対象設備と基準」（PCKK 公募要領 P14 抜粋）

項目	対象設備・費用			基準
設備費	車載器	必須機能	・デジタコ機能	・1 運行の中での瞬間速度、走行距離、走行時間を取得できること ・時間情報を取得できること
			・GPS 位置情報を取得できる車載器（GPS レシーバを含む）	・車両動態管理に必要となる GPS や GNSS 等の位置情報を取得できること（なお、当該機能に限って既存所有の装置の活用も可とする）
			・燃料管理機能 ・（燃料センサー、燃料量の入力装置 等）	・燃料管理機能は、1 運行の中での燃料使用量について、自動若しくは手入力によって計測・記録できる機能を備えていること
		付帯機能	・EMS 機能 ・作業状態等の入力装置	・作業状態等の入力装置は、1 運行の中での機能に応じた情報（荷待ち中や積卸作業中の状態、実車/空車の状態、給油量 等）を車載器に入力するための装置であること
			・各種センサー（速度、エンジン回数 ドア開閉温度管理等）	・各種センサーは、連携メニューを実施する上で必要なものであって、1 運行の中での各種センサーに応じた情報（速度、エンジン回転数、作業時間、燃料量、庫内温度 等）を取得できること
			・積載情報等の入力装置	・積載情報等の入力装置は、1 運行の中での機能に応じた情報（積載量等）を車載器に入力するための装置であること
			・移動体通信装置（LTE 通信装置等）	・移動体通信装置は、車載器取得情報を運行中に送受信するための専用の装置であること
			・無線 LAN 装置	・無線LAN装置は、車載器取得情報の送受信専用の装置であること
	事務所用機器 付帯設備		・動態状況管理ソフトウェア及びサーバー	・車載器の取得情報を分析するための専用のソフトウェアや地図データ及び専用のサーバーであること
			・カードリーダー又は無線 LAN 装置	・カードリーダー・無線 LAN 装置は、車載器取得情報を入力するための専用の装置であること
諸経費（工事費）	・ソフトウェア・システム利用費 **（注 1）**			・ソフトウェアやシステムの月額・年額利用費等であって事業期間中に発生かつ支払完了する経費（但し、導入開始日から 1 年間を超える期間の利用料相当分については補助対象から除外）であること
	・導入関連経費 **（注 1）**			・システム導入時にかかる設備の取り付け費、ソフトウェアや設備の調整、システム使用方法の指導・研修費、初期登録料 等であること

（注 1）「ソフトウェア・システム利用費」、「工事費」について

LEVO リース申し込み時に金額が確定したシステム利用料についてはリース対象。

ただし、「通信費」と記載されたものは補助対象外となります。

(3)【補助対象外経費】

以下の経費は補助対象外とする。

- 車載器
  - 必須機能を有する車載器であっても、スマートフォン、タブレット端末、パソコン本体、ETC 等の汎用機器は対象外とする。
  - 補助対象設備の要件を満たす車載器であっても、本事業の目的の範囲を著しく超える機能が付加されている場合、若しくは当該機能が付加されていない車載器の価格と大幅な乖離がある場合は対象外とする。(申請時等に個別判断)
- 事務所用機器
  - 分析ソフトウェアを使用するためのパソコン本体等や出力のための装置(ディスプレイ、プリンターなど)は対象外とする。
  - 補助対象設備の要件を満たす事務所用機器(分析ソフトウェア等)であっても、導入する車載器本体の合計額を超える価格の設備については、車載器の付帯設備の範囲を超えているものとして対象外とする。
- その他
  - 通信料やプロバイダー利用料等の費用(ソフトウェア・システム利用費に内包されている場合は除く)は対象外とする。
  - 消耗品購入費用(別売の SD カード等)は対象外とする。
  - 補助対象経費、補助金の額には消費税及び地方消費税相当の金額は含まないこと。
  - 補助事業者が販売店等に購入代金を振り込む際に発生する銀行等への振込手数料は対象外とする。(振込手数料について、補助事業者の負担ではなく販売店等が負担する場合は、補助対象実績額から振込手数料分を除くこと。)

(4)※必須要件【「配車計画システム」の定義】

予め登録した配送計画や配送情報を基に、納入先までの効率的な配送ルート等の自動作成を可能とするシステム。

なお、効率的な配送ルート等の自動作成に不可欠とは認められない簡易的な機能(例:フリー地図サイトのルート検索へのリンクや単なる発着情報等の表示等)しか備えられていないものについては補助対象システムに該当しないものとする。

原則、「配車計画システム」は未導入の場合は車両動態管理システムと同時に新規で申請を行う「①新規補助金申請」もしくは「②導入済み」の 2 択です。

①「未導入」の場合は、車両動態管理システムとは別に「配車計画システム」の見積書(相見積)を提出願います。(配車計画システム枠の補助対象となるため)
見積書はLEVOの申請書類(№8:別紙 4)の見積書を使用し作成。使用機器・部品一覧(№9)及びカタログ等も添付願います。

②「導入済み」の場合は、申請書類(№6)「現保有システムとの連携についての自認書」と現保有システムの起動状況が分かる写真等を提出

※なお、LEVO リースの申し込みにあたっては、「配車計画システム」の相見積もりは車両動態管理システムを作成した販売会社であること。

表 2:配車計画システムの「補助対象設備と基準」(PCKK 公募要領 P21 抜粋)

項目	対象設備・費用	基準
設計 開発費	・システムの設計・開発費	・個々の補助事業者に適した個別のシステムを設計・開発するために要する費用(自社開発も含む)
設備費	・配車計画処理ソフトウェア ・地図データ ・サーバー	・配車計画の自動作成を 可能とする専用のソフトウェア、専用の地図データ又はサーバーであること
	・構内作業員用端末 ・構内通信装置	・トラック積み込み施設の作業員のため に配車計画システムに係る情報の送受信を行う専用の装置であること
諸経費	・ソフトウェア・システム利用費	・ソフトウェアやシステムの月額・年額利用費等であって事業期間中に発生かつ支払完了する経費 (但し、導入開始日から1年間を超える期間の利用料相当分については補助対象から除外)であること
	・導入関連経費	・システム導入時にかかる設備の取り付け費、ソフトウェアや設備の調整、システム使用方法の指導・研修費、初期登録料等であること

(5)【補助対象経費の範囲】

本事業を実施するトラック事業者又は荷主等が連携メニューを実施する上で必要かつ継続的に利用するものとして導入するものであり、表【補助対象設備と基準】に示す設備で構築された高輸送効率車両の導入に要する経費を補助対象とする。

- 上記以外の設備については、表【補助対象設備と基準】に示す設備と連携して待機時間の削減に有用であって省エネ及びトラック事業者と荷主等との連携効果が高いと認められるもの、若しくは車両本体・架装と不可分で分離できないと認められるものに限り補助対象とする(申請時に個別判断)。

8. LEVO リースへのお申し込み条件等

- LEVO とのリース契約(5 年)が前提(**「買取」は直接 PCKK へ申請**)
- 諸経費についても、5 年リースになることを予めご了承願います。
- 事故・自己都合による減車、データ等の不備・未提出等により補助金の減額等があった場合、リース料の再計算を行い、令和 9 年 4 月引き落とし分からリース料の増額変更となります。
- 令和 8 年 10 月中に設置完了した場合、早ければ 11 月からリース料の引き落としが始まります。
- PCKK が求める荷主連携に係る各種書類、データ等の提出ができること。
- PCKK への申請は、LEVO が共同申請代表となって行います。

- PCKK への申請・交付決定前または LEVO とのリース契約締結前であっても LEVO リースを中止する場合は、「取下げ届け」を提出すること。PCKK 申請内容等の事業継承は行いません。
- LEVO とのリース契約締結後、LEVO リースを中止する場合は、「取下げ届け」を提出すること。（機器発注後の取り下げは、補助金相当額を足したリース料の一括支払いとなりますので、ご留意願います。）
- デジタコ等機器の取付け開始時期は、PCKK 交付決定後に LEVO からリース契約書を発送し、リース契約を締結した後の発注後となります。（※PCKK 交付決定前に機器の取付け等を行うと補助金交付対象とはなりません）
- 見積書は販社がメーカーの価格表を基に統一した機器名・型式で作成すること。
- 値引き・割引の場合は、その金額を平準化して単価に反映してください。
- 機器の取付けは令和 8 年 11 月中旬までに完了し、11 月下旬を目処に設置完了報告書の提出をお願いします。（※遅れる場合はご連絡願います。）
- PCKK の公募要領を必ず一読願います。

9. その他注意事項

(1) 与信審査により受付できない場合があります。

(2) LEVO リースにおいては車検証の提出が必要となります。

①申込書等すべての提出書類の記載内容に不備がないこと。

営業所名及び営業所数も正しく記入ください。

※メールアドレスは必須項目となり、間違いのないように記入してください。

※お申込みにあたっては、ホームページの提出書類のダウンロードにある「LEVO リース申し込みチェックシート」を参考に書類作成願います。

②「申請車両・車載器シリアル一覧表」の転記内容が車検証と同一であること。必ず、登録番号の小さい順（昇順）に記入すること。車検証は、このリスト順（昇順）に揃えて送付願います。【後提出可：本申請 10 日後以内提出可】

申請する車両の車検証の有効期限が、後日公表される交付決定日以前の場合は、該当車両のみ車検証の差し替えをお願いすることがあります。

また、極端に期限の切れた車検証を提出しないこと。車検証が不鮮明の場合、再提出となります。

(3) 申請車両について

申請車両、台数等は、申し込み段階で確定し、申し込み後の車両変更、台数変更等はできる限り行わないようにしてください。また、申し込み後の申請取り下げは、交付決定までに判断し、交付決定後の安易な取り下げについては行わないようお願いします。（次回の補助金申請ができなくなる場合もあります。）

(4) 車両について、予備車や、運転者不足等による稼働の無い車両など、運転データの取得が出来ない車両についての申請はできません（補助対象外）。

(5) 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規

定されています。

(6)この募集要領によるほか、特に PCKK からの指示があった場合には、その対応が必要となります。

(7)PCKK の補助金の額の確定検査(令和 9 年 2 月頃)において、PCKK から設置状況確認を求められる場合があります。その際はご対応をお願いします。

10. ご不明な点等がある場合には、以下にお問い合わせ下さい。

LEVO リース申し込み申請書送付先(お問い合わせ先)

〒160-0004 東京都新宿区四谷 2-14-8 YPC ビル
一般財団法人 環境優良車普及機構
事業部 「動態管理 LEVO リース申し込み」係

(担当は機器導入営業所の所在地により分かれています。)

① 井上 : 北海道/東北
② 寺家 : 関東(東京・千葉除く)
③ 佐藤 : 東京・千葉
④ 山口 : 中部/近畿
⑤ 井上 : 中国/四国/九州/沖縄

Tel : 03-3359-8465 Fax : 03-3353-5435
Mail : ems2026@levo.or.jp

受付時間:平日午前 10 時～16 時 (12 時～13 時除く)